



発行所 ☎730-0012  
 広島市中区上八丁堀8番10号  
 建設業労働災害防止協会広島県支部  
 TEL (082) 228-8250  
 印刷所 広島市西区中広町3丁目11番8号  
 有限会社 潮流社  
 TEL (082) 232-5616

定価 44円 送料 63円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建設防広島」の購読料が含まれています。 5月号

## 令和4年の労働災害発生状況が確定し概要がまとまる 広島労働局

令和4年1月から12月における広島県内の労働災害発生状況(確定値)を広島労働局が取りまとめました。

コロナ関連災害を除いた全産業の休業4日以上(以下「休業4日以上災害」)の死傷災害は、前年の3,257人から117人(-3.6%)減少し3,140人となりました。また、死亡災害は、11人から16人(+145.5%)増加し27人となっております。休業4日以上災害の発生状況のうち、転倒災害は昨年より45人減少して773人となり、災害発生件数の24.6%を占めており、昨年に引続き最も多い事故の型別災害となっております。

一方、建設業の休業4日以上災害は、前年の338人から50人(-14.8%)減少し288人となりました。事故の型別発生でもっとも多いのが墜落・転落災害で88人(30.6%)、次に転倒災害が35人(12.2%)、続いて挟まれ・巻き込まれ災害33人(11.5%)となっており、この3つの災害を合わせると156人(54.2%)を占めております。

また、死亡災害は昨年の4人から7人へ大幅な増加となり、事故の型別では墜落・転落災害が4人、転倒災害、激突され災害、交通事故がそれぞれ1人となっております。発生状況は、屋根、建物高所、解体用つかみ機ごとの墜落・転落や車両系建設機械(移動式クレーン、トラック、解体用機械、フォークリフト)が起因した死亡災害が発生しました。

広島労働局から労働死亡事故が多発している状況を鑑み、「死亡災害多発警報」が発令(要請)され、令和4年12月1日から令和5年1月15日までを集中的な災害防止対策の取組期間と定め、特に、類似災害を防止するための重要ポイントが示され、広島県全体で死亡災害の撲滅に取り組まれました。

これらの災害発生状況からは、安全な作業計画、作業設備の不備や安全教育の不徹底など、基本的な安全措置が取られていなかったことが一因と推定されています。

墜落・転落防止設備の設置及び確実な点検と整備、不安全行動の禁止、作業計画書の作成・周知、立入禁止措置等定められたルールの遵守、新規入場者教育の充実、作業手順書を踏まえた打合せの徹底など、安全管理上の課題が認められます。

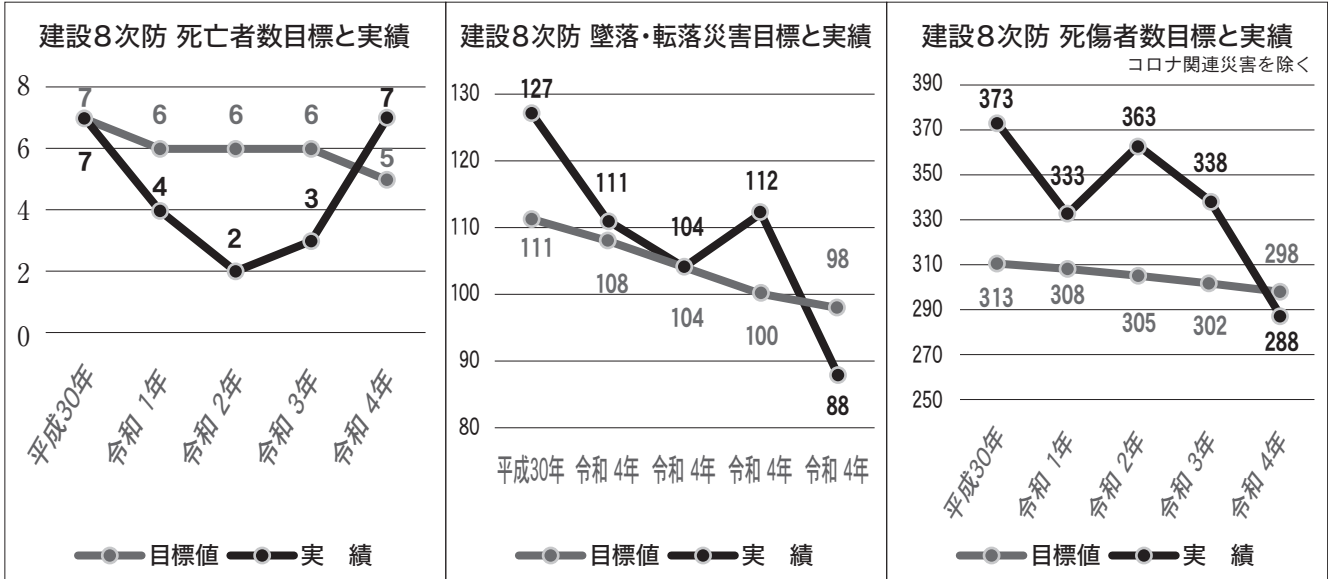
建設防広広島県支部では、国の第13次労働災害防止5か年計画、建設業の第8次同5か年計画の災害減少目標として、平成29年の労働災害発生状況をもとに平成30年から5年間に、死傷災害を5%減の298人以下、死亡災害を15%減の5人以下、墜落・転落による死傷災害を15%減の98人以下とする目標値を掲げ、労働災害防止対策を推進してきました。

5か年計画最終年度の目標達成状況は、死傷災害と墜落・転落による死傷災害は目標達成できたが、死亡災害は目標達成できない結果となりました。

### 目次

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 令和4年の労働災害発生状況が確定し概要がまとまる ……1</li> <li>□ 令和4年度 労働災害防止5か年計画災害減少目標と実績 ……2<br/>                     広島県における労働災害発生状況の推移等</li> <li>□ 第96回(令和5年度)全国安全週間 ……3</li> <li>□ 広成建設株式会社が新規認定(コスモス認定証) ……4</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に ……5<br/>                     関する解説について</li> <li>□ 「資源有効利用促進法」を知っていますか ……6</li> <li>□ 労働災害発生状況 ……7</li> <li>□ 令和5年度講習計画、令和5年度登録講習計画 ……8</li> </ul> |
|--|---|

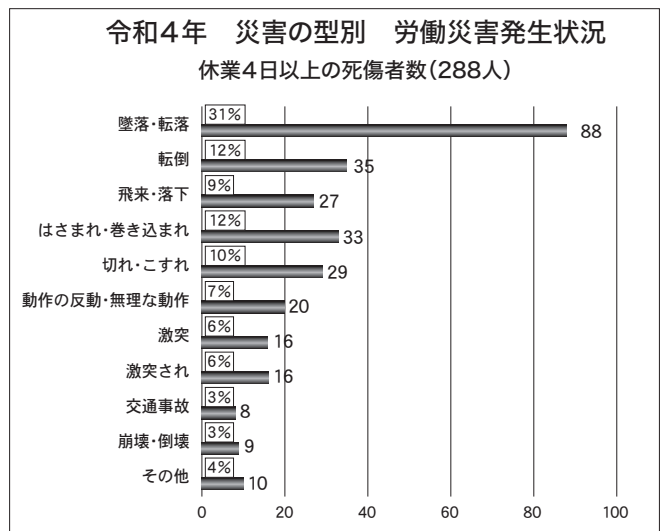
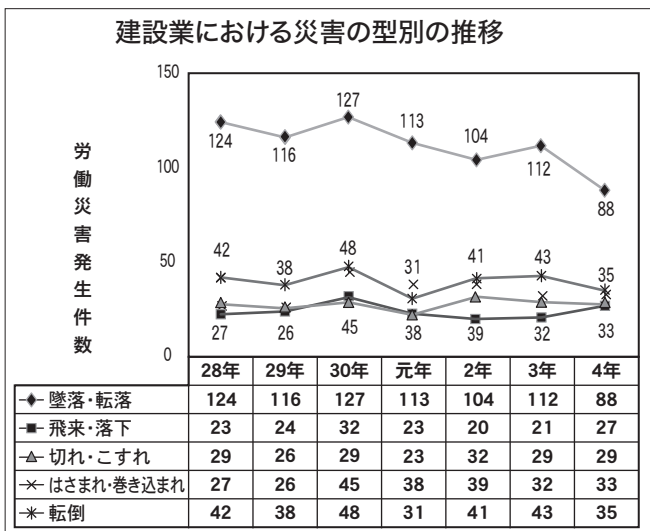
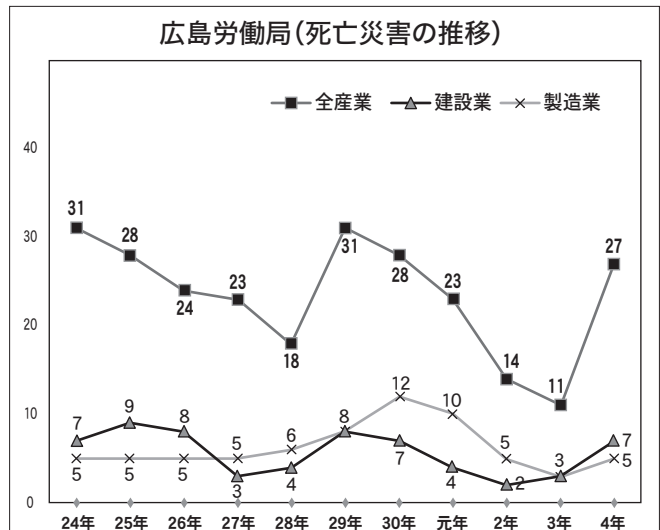
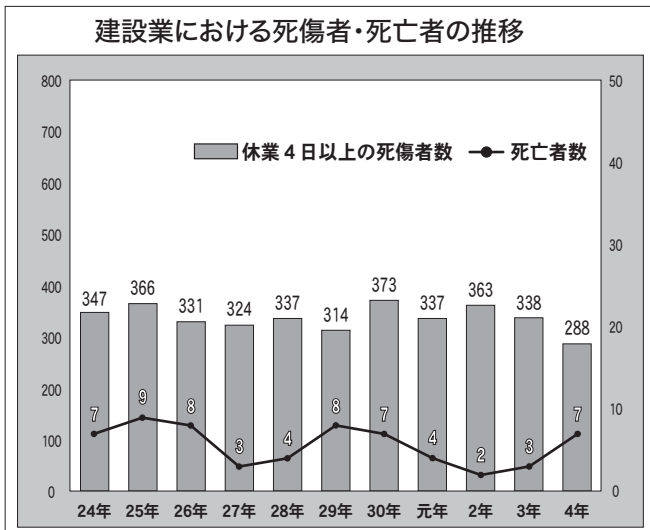
# 令和4年度 建設業の第8次労働災害防止5カ年計画 災害減少目標と実績



## 広島県における労働災害発生状況の推移等

建設業 (休業4日以上之死傷災害及び死亡災害)

広島労働局健康安全課(令和4年確定値)



# 第96回(令和5年度)全国安全週間

## 高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

期 間 本週間 7月1日から7日/準備期間 6月1日から6月30日

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年度で96回目を迎えます。

この間に労使が協調して労働災害防止対策を展開された結果、労働災害は長期的には減少してきました。しかし、令和4年の広島県内の労働災害による死亡者は27人、死傷災害は前年より大きく増加しました。新型コロナウイルスの影響もあり、休業4日以上死傷者数は8,430人と3年連続で増加しました。

労働者一人ひとりが安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された広島第14次労働災害防止推進計画に基づく施策を推進することが必要です。特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、労働災害の減少を図ることを決意して、令和5年度全国安全週間は、

### 「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」

をスローガンとして展開します。

この全国安全週間を契機として、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動を着実に実行することが必要です。

事業場の皆様は、安全文化を醸成するため全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施してください。

- 1 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- 2 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- 3 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- 4 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- 5 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- 6 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施



**COHSMS認定**

建設業労働安全衛生マネジメントシステムセンター

## 広成建設株式会社が新規認定

建設業労働災害防止協会発表  
令和5年2月28日建設業労働安全衛生マネジメントシステムセンター  
(通称:コスモスセンター)

センター長 菅原 博

管理課長 市橋 雄一郎

連絡先 TEL 03-3453-1306 (直通)

建設業労働災害防止協会(会長 今井雅則)は、下記の建設事業場に対して「コスモス認定証」を交付することになりました。

このコスモス認定証は、当協会の建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン(コスモスガイドライン)に基づき労働安全衛生マネジメントシステムを実施している建設事業場を対象に、建設業の安全衛生の専門家である評価者が認定基準に適合していると評価し、かつ、外部の有識者で構成されている「コスモス認定審査会」において当該評価が客観的かつ公正に行われたと認められた場合に交付されるものです。

建設業における労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)は、労働災害の防止の上でも非常に有益なものとなっておりますので、この趣旨をご理解いただき建設事業者の方々に広く周知されますようお願いいたします。

今回のコスモス認定証の交付建設事業場の有効期間は、3年間となっております。また、今回の新規認定事業場の広成建設(株)につきましては、広島県内の本社企業として県内における認定が第一号となります。

本日現在、コスモス認定を取得している建設事業場等の件数は、128件(126社)、その適用事業場数は、321事業場となっております。

### 広成建設(株)(JC238-1-N)

代表者:代表取締役社長 半田 真一

所在地:広島県広島市

認定範囲:本社、広島支店、岡山支店、  
山口支店、九州支店、大阪支店

設立当初は、鉄道工事の専門業者であったが、現在は鉄道工事と建設業を行っている会社である。

半田代表取締役社長は「すでに導入していた鉄道分野の安全衛生システムに労働安全も取り入れたいと考え、コスモスを導入した。また、自社・協力会社どちらも世代交代が進んでいるが導入により、安全衛生知識継承が可能となった。今後は、自社だけでなく、協力会社も含め、現場が一丸となって災害防止に努めていきたい」と話された。



右:広成建設(株) 半田代表取締役社長  
左:建災防 井上専務理事



# 「資源有効利用促進法」を知っていますか？

「資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）」では、建設工事の発注者及び受注者に建設副産物の発生抑制と再利用の促進に努めることを求めています。

○政省令の一部改正（第一弾）（公布：R4.9.2／施行：R5.1.1）

○省令の一部改正（第二弾）！公布：5.3.3／施行：R5.5.26（（5）2）はR6.6.1施行【下線部が第二弾改正点】  
施行日以降に新たに契約した公共及び民間建設工事が対象

## （1）発注者、事業者の責務（発注者、元請及び下請企業）

原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努める

- ・資源有効利用促進法では発注者及び受注者に対して、原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努めることを求めています。

## （2）契約の際に実施すること（元請及び下請企業）

指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行う

- ・元請及び下請企業は、請負契約を締結するに際して、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行うよう努めることとなっています。

## （3）施工前に実施すること（元請企業）

再生資源利用促進計画・再生資源利用計画（以下、計画）の作成等

- ・元請企業は一定規模以上<sup>※1</sup>の工事を施工する場合、計画（確認結果票<sup>※2</sup>を含む（以下、同じ））を作成し、発注者へ提出、説明のうえ工事現場の公衆の見やすい場所へ掲示することとなっています。
- ・元請企業は建設発生土を搬出する場合、確認結果票を作成することとなっています。
  - ①建設発生土の搬出先が盛土規制法の許可地であるなど適正であることの確認
  - ②発注者等が行った土壤汚染対策法等の状況等の確認（発注者等は元請企業に状況説明）
- ・また、作成した計画を運送事業者へ通知することとなっています。
- ・なお、工事現場において責任者を置くことにより管理体制を整備し同計画の事務を適切に行うこととなっています。

## （4）建設発生土の搬出後又は受入後に実施すること（元請企業）

### 1）搬出先の受領書の確認及び保管等

- ・元請企業は、建設発生土を搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め搬出先が計画と一致することを確認するとともに、受領書の写しを保存<sup>※3</sup>することとなっています。

### 2）建設発生土の受入後の受領書交付

- ・元請企業は、建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入れたときは、搬入元に受領書を交付することとなっています。

## （5）建設工事の竣工後に実施すること（元請企業）

### 1）計画の実施状況の記録・保存等

- ・元請企業は、計画の実施状況を把握して記録、保存<sup>※3</sup>し、また、発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告することとなっています。

### 2）建設発生土の最終搬出先の記録の作成・保存

- ・元請企業は建設発生土が計画に記載した搬出先（次の①から④を除く）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに当該搬出先の搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面<sup>※4</sup>を作成し、保存<sup>※3</sup>することとなっており、更に他の搬出先へ搬出されたときも同様となっています。
  - ①国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
  - ②他の建設現場で利用する場合
  - ③ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
  - ④土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

※3 保存期間は、建設工事の完了日から5年間



令和3年・令和4年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和4年 確定値)

事故の型別	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	崩壊倒壊	激突され	はさまれ巻き込まれ	切れこすれ	踏み抜き	高温・低温の物との接触	有害物と質との接触	爆発火災	感電	交通事故	動作の反動	その他	合計
令和3年	(1)													(1)		(1)	(3)
	112	43	17	21	9	24	32	29	2	1		1	1	17	26	40	375
令和4年	(4)	(1)				(1)								(1)			(7)
	88	35	16	27	6	16	33	29	1	4	1	1		8	20	79	364

( ) 内は、死亡で内数

令和3年・令和4年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和4年 確定値)

署別	全 産 業							建 設 業							対前年増減数	対前年増減率 (%)	建設業/全産業 (%)
	令和3年			令和4年			増減数	令和3年			令和4年						
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計				
広島中央	2	1,192	1,194	5	2,447	2,452	1,258		103	103	2	111	113	10	9.7	4.6	
呉	1	341	342	3	898	901	559		32	32	1	31	32			3.6	
福 山	3	693	696	4	1,429	1,433	737	1	74	75	1	56	57	-18	-24.0	4.0	
三 原	1	173	174	2	502	504	330	1	20	21		17	17	-4	-19.0	3.4	
尾 道		216	216	2	412	414	198		18	18		25	25	7	38.9	6.0	
三 次		206	206	1	565	566	360		33	33		12	12	-21	-63.6	2.1	
広 島 北	3	529	532	6	1,066	1,072	540	1	58	59	2	54	56	-3	-5.1	5.2	
廿 日 市	1	332	333	4	1,084	1,088	755		34	34	1	51	52	18	52.9	4.8	
合 計	11	3,682	3,693	27	8,403	8,430	4,737	3	372	375	7	357	364	-11	-2.9	4.3	

令和4年・令和5年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和5年3月末)

事故の型別	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	崩壊倒壊	激突され	はさまれ巻き込まれ	切れこすれ	踏み抜き	高温・低温の物との接触	有害物と質との接触	爆発火災	感電	交通事故	動作の反動	その他	合計
令和4年		(1)															(1)
	18	10	3	8		3	8	4			1			1	2	20	78
令和5年																	
	25	2	1	5	2	6	6	1					1	5	3		57

( ) 内は、死亡で内数

令和4年・令和5年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和5年3月末)

署別	全 産 業							建 設 業							対前年増減数	対前年増減率 (%)	建設業/全産業 (%)
	令和4年			令和5年			増減数	令和4年			令和5年						
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計				
広島中央	1	224	225		314	314	89	1	21	22		14	14	-8	-36.4	4.5	
呉		165	165	1	109	110	-55		3	3		7	7	4	133.3	6.4	
福 山		233	233		147	147	-86		8	8		11	11	3	37.5	7.5	
三 原	1	123	124	1	87	88	-36		10	10		3	3	-7	-70.0	3.4	
尾 道		44	44		82	82	38		6	6		2	2	-4	-66.7	2.4	
三 次		27	27		61	61	34		3	3		4	4	1	—	6.6	
広 島 北		101	101	3	122	125	24		13	13		9	9	-4	-30.8	7.2	
廿 日 市	1	104	105		105	105			13	13		7	7	-6	-46.2	6.7	
合 計	3	1,021	1,024	5	1,027	1,032	8	1	77	78		57	57	-21	-26.9	5.5	

建設業労働災害防止協会広島県支部

新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する行政からの取組要請があった場合は、中止、または延期する場合があります、ご協力をお願いします。

建設工事に従事する労働者のための安全衛生教育「建設従事者教育」(6時間)  
\*要請により、随時実施(支部)

令和5年度講習計画(令和5年5月~7月末までの計画)

Table with columns: 講習名, 実施場所, 受付分会, 開催日 (令和5年5月, 6月, 7月). Rows include various training topics like '足場の組立て等作業主任者' and '特別教育・準じた教育'.

令和5年度登録講習計画(令和5年7月~9月末までの計画)

Table with columns: 建築物石綿含有建材調査者講習(一般), 実施場所, 受付, 7月, 8月, 9月. Shows dates for the survey course.

※「建築物石綿含有建材調査者講習」の申込みの受付は、講習日の2ヶ月前の当日からです。詳細は建災防広島県支部のホームページにてご確認ください。

\*詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。 建災防広島県支部(082)228-8250

広島県支部各分会

広島分会(082)228-8252 三原分会(0848)63-9920 三次分会(0824)62-4391
呉分会(0823)22-6886 尾道分会(0848)22-8918 廿日市分会(0829)31-0196
福山分会(084)924-4320

ホームページアドレス

建災防広島県支部 https://www.jcosh-hiroshima.jp/
建災防広島県支部広島分会 https://www.jcosh-hiroshima.jp/広島分会/
建災防広島県支部福山分会 https://jcosh-hiroshima.jp/fukubun.org/
建災防広島県支部三次分会 http://ww7.enjoy.ne.jp/~kfm62